

学校体育施設開放運営委員会
会長 各位

習志野市教育委員会生涯学習部
生涯スポーツ課長 三橋 智

緊急事態宣言期間中の学校体育施設開放事業について(通知)

日頃より習志野市政に御理解・御協力をいただきありがとうございます。

さて、昨年末より新型コロナウイルス感染症拡大に歯止めがかからない状況が続いていることから、令和3年1月7日に政府より緊急事態宣言が発令され、午後8時以降の不要不急の外出を自粛するなどの要請がなされました。

このことから、本市の学校体育施設開放事業におきましても、これまでの感染拡大防止対策に加え、下記のとおりとします。つきましては、学校開放運営委員会におかれましても、その旨を御理解いただき、各利用団体へ周知くださいますようお願いいたします。

記

●土曜夜間(17時以降)の開放について

1月16日、23日、30日、2月6日の夜間の開放を停止します。

●昼間(9時～17時)の開放について

同期間中の昼間については、健康維持の観点から開放は継続します。

ただし、活動の必要性を今一度検討するとともに、活動の際には、身体接触や人と人が接近するような感染リスクの高い活動は控え、個人練習を中心に基礎体力向上、個人のスキルアップを目的とした活動に限定するようお願いします。

また、児童・生徒の活動については、保護者の理解を得るよう努めてください。特に、千葉県教育委員会より発出された、別添の令和3年1月6日付け「緊急事態宣言中の県立学校における部活動について(通知)」に従った活動をお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症に伴う緊急事態宣言中の部活動実施上の留意事項

○活動は、放課後90分以内とし、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

○休業日(土曜日及び日曜日、祝日等)は活動しない。

○朝練習は行わない。

○対外試合(公式戦・練習試合等)、合同練習、演奏会等を行わない。

※地域の感染状況等によっては、学校として部活動を中止するなどの判断も可能。

その他の抜粋

- ・体育館・柔剣道場・教室等の活動場所が密閉空間とならないよう、2方向以上の窓を同時に開けるなど、常に換気を行う。
- ・部活動開始前、休憩中、終了後など、手洗いをこまめに行う。
- ・部活動で使用する用器具や生徒が手を触れる箇所(ドアノブ・スイッチ等)は活動前後に消毒する。
- ・身体接触や人と人が接近するような感染リスクの高い活動は行わない。個人練習を中心に基礎体力の向上、個人のスキルアップを目的とした活動を行う。
- ・運動中以外は、マスクを着用する。

なお、今後の感染拡大状況によっては、この停止期間等を延長する可能性があります。変更の場合は再度連絡させていただきます。

以上

事務局：教育委員会生涯スポーツ課

担当：田尻、高野、高橋

TEL：453-7378

FAX：453-9384

メール：syosupo@city.narashino.lg.jp